

国立国会図書館建築協議会規程

(昭和二十八年八月一日国立国会図書館規程第八号)

改正 昭和三十年四月一日国立国会図書館規程第二号
平成 六年七月一日同 第一号

(目的及び設置)

第一条 国立国会図書館新宮に関し、実施上必要な事項を協議するため、国立国会図書館に国立国会図書館建築協議会を設ける。

(組織)

第二条 この協議会は、会長及び委員二十人以内で組織する。

(会長)

第三条 会長は、国立国会図書館長(以下館長という。)をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理する。

(委員)

第四条 委員は、左の各号に掲げる者につき、館長が委嘱し、又は命ずる。

一 両議院の議院運営委員長

二 両議院の議院運営委員会理事中からそれぞれの議院運営委員長が指名する者

三 関係国家機関の職員

四 学識経験のある者

五 国立国会図書館の職員

(専門委員)

第五条 専門の事項を協議するため必要あるときは、この協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。

(幹事)

第六条 この協議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、この協議会の協議事項について、委員を補佐する。

3 幹事は、館の職員のうちから館長が命じ、又は関係国家機関の職員、もしくは専門家のうちから館長が委嘱する。

(事務)

第七条 この協議会の庶務は、国立国会図書館総務部で担当する。

附 則

この規程は、昭和二十八年八月一日から施行する。

附 則 (昭和三十年四月一日国立国会図書館規程第二号)

この規程は、昭和三十年三月十八日から適用する。

附 則 (平成六年七月一日国立国会図書館規程第一号)抄

1 この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成六年法律第八十二号)の施行の日から施行する。

(施行の日)平成六年七月一日)